

豊田工業高等専門学校退学者の再入学に関する規程

制 定 平成 4年4月7日

最終改正 平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 豊田工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第24条第2項の規定に基づき、本校を退学した者で再入学を志願する者の取扱いに関し、この規程を定める。

(再入学許可)

第2条 本校の退学者で、勉学の意志強固で再入学を希望する者は、再入学試験の結果、再入学を許可されることがある。

(再入学願書)

第3条 再入学を志願する者は、再入学願書を11月末日までに校長あてに提出する。ただし、次の各号に掲げる者の再入学願書は、これを受理しない。

- 一 退学した当該年度中の者
- 二 学則第36条により退学した者

(再入学学科)

第4条 再入学が許可される学科は、退学時に在籍していた学科とする。

(再入学学年)

第5条 再入学が許可される学年は、退学時に在籍していた学年と同一学年又は1年上位の学年とし、再入学試験の結果及び退学時の修得単位を勘案して、入学試験委員会において決定する。

(既修得単位数)

第6条 再入学を許可された学生の既修得単位数は、再入学を許可された学年以前の修得単位数とする。

附 則

この規程は、平成4年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。